



# テミス通信

第 12 号 / 2014年11月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



秋の風景

美しい紅葉の季節となりました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

「早く行きたければ一人で行け。遠くに行きたければ、みんなで行け。」というアフリカの諺があります。(日経新聞2014年6月3日朝刊記事「革新力」より)

皆さまのご支援に感謝しつつ、

新しい年も、夢をかかげて力を合わせ、前へと進んでいきたいと思えます。

今年最後となります「テミス通信」をお届けいたします。

お楽しみいただけると嬉しいです。

(佐井恵子)

## お正月休みのお知らせ

2014年12月27日～11月4日まで

新年は、1月5日より通常通り業務を行います。

## 男女共同参画セミナー 「50代からの暮らし安心塾」

2015年1月29日①知っておきたいおひとりさまの法律あれこれ

2月 5日②もう認知症は怖くない～はじめて学ぶ成年後見制度～

クレオ大阪南にてセミナー講師を担当します。

お近くの方は、ぜひご参加ください。

テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



## 時事ニュース 認知症の夫がおこした列車事故に、配偶者の責任は？

### 気になる判決がありました

平成26年4月24日、名古屋高等裁判所は、鉄道会社が、認知症により責任能力を失っていた高齢男性が、鉄道の駅構内の線路に立ち入り、通過する列車と衝突して死亡した事故によって生じた損害について、同居の配偶者に対して、民法714条を根拠に損害賠償を求めた裁判で、請求額の半額である360万円の支払いを認めました。

### 認知症患者による鉄道事故

NHKニュースによると、平成17年から8年余りの間に、少なくとも64人の認知症患者が鉄道事故で死亡しているとのこと。また、鉄道会社は、振替輸送費や人件費などを請求し、家族らが支払に応じるなどして多くは和解をしていたため、私たちは、今まで知らずにいました。

鉄道事故の被害者というだけではないのですね。

### 民法714条とはどういった法律でしょうか

民法には、故意や過失に基づく行為で他人に損害を与えた場合でなければ、損害賠償責任を負わないという「過失責任主義」という原則があります。一方、小さい子どもや認知症等による責任無能力者の損害賠償責任を否定することで、被害者の保護に欠けることがないようにするため、これらの監督義務者（例えば、親や成年後見人など）に対して、監督義務を怠らなかったこと等を立証しない限り、賠償義務を免れないという民法714条を置きました。

無過失責任主義的な側面があるため、損害の公平な分担の精神に基づき、**具体的事情によって賠償すべき額を損害の一部とすることができるものと解されています。**

### 事件の詳細は？

認知症の91歳の夫（要介護4）と、85歳の配偶者（要介護1）の老夫婦世帯。就寝する夜間と福祉施設に通っている時間以外を、別居の長男の配偶者の補助を得ながら、配偶者が介護を続けていました。事件当日、夫は、福祉施設から帰宅して家にいたところ、配偶者が居眠りをした隙に外出し、JR駅ホームの先端扉を開けて線路内に立ち入り、通過する列車に衝突されて死亡した事故です。

### 判決は？

判決では、配偶者には、協力扶助義務があり、見守りや介護等を行う身上監護の義務があるとして、民法714条の監督義務者に該当すると判断し、自宅出入り口を出入りするとチャイムが鳴るセンサーの電源を切っていたために、外出したことに気づかず、結果、事故を起こしたと認定されました。

その請求額については、①被害者が相当多数の不動産を所有し、5000万円を超える金融資産を有していたこと  
②夫のために相当に充実した在宅での介護体制をとって、監督義務の履行に努めていたこと  
③被害者は日本有数の鉄道会社であり、損害額は720万円  
④鉄道会社は、公共交通機関として、利用客などにたいする人員や施設の充実を諮って、安全の向上に努めるべき社会的責務がある等を総合考慮して、その半額を減じました。



## 在宅介護を支える社会の仕組みが必要

この判決を聞いた時、「自分より体格の良い認知症の家族を介護するのは、小さな子どもを育てるより、よほど大変なのに。在宅介護という選択は、よほど覚悟がいる。裁判所は厳しい。」と、感じました。住み慣れた家で、家族とともに生活する在宅介護を政府は推し進めようとしています。目指す所は良いと思いますが、それを支える家族の実体は、老夫婦世帯であったり、未婚の子と高齢者の世帯であったりで、とても人の手も目も耳も足りません。1人で1人を一日介護することはできません。限界があります。社会で支える仕組みが必要です。

今回の様な損害は、家族あるいは鉄道会社の何れかで負担するしかないものでしょうか。もちろん、駅や踏切の事故防止策も必要です。それでも、どちらの側も100%防ぐことは難しい事故です。

「地域や社会で支える」というのなら、社会として、こういった事故による損害を救済する制度を作ること必要だと思います。

## 最高裁判所へ上告。その判断は？

鉄道会社、遺族共に不服として、最高裁判所へ上告したと報道されています。

裁判所の判断を見守りたいと思います。

(佐井恵子)

## その押し方で大丈夫？ 印鑑の基本知識

「いろいろ書類が送られてきたけれど、どのハンコを押せばいいの？」「きれいに押せなかったのだけど……」

佐井事務所でも、印鑑・印影についてご質問をよくいただきます。

そこで今回は、印鑑の基礎知識に、ここを押さえておけば大丈夫！というポイントを簡単に解説します。

### 印鑑の種類

一番耳にし、使用する頻度が高く、重要な認印、銀行印、実印。使い分けができていますか？

**認印**とは、文字通り「認めた」ことを証する印鑑のことであり、普通印鑑といえば殆どが認印です。俗に三文判とも呼ばれます。シャチハタも認印の一種ですが、スタンプタイプの印鑑のため印影が力加減で変わる等の理由で、不動産登記の委任状や総会議事録への押印は、認印として使用できません。

**銀行印**とは、銀行に口座を開設するに当たっては印影を届出の必要があり、このとき届けた印鑑のことを銀行印といいます。預金を引き出すときに使うので、銀行印は量産品でないものをお勧めします。

**実印**とは、住民登録をしている市区町村役場に登録し、いつでも印鑑証明書を求めることのできる印鑑のことをいいます。印鑑証明書があれば本人のものであることの公的な証明として扱われるので、印鑑の中で最も大切なものです。土地や建物の売買や登記、車の登録、公正証書の作成など重要な場面で使われます。同じ印鑑を家族で実印として共有することはできませんし、反対に1人1個しか持ってません。

### 押印の法的効力

#### 三文判も実印も法的効力は同じ

実印と比べて三文判を押すことを何となく軽く考えてしまうものですが、実は要注意です。たとえば契約書に三文判を押した場合、三文判であることを理由に契約を簡単に破ることはできません。一般的に印鑑を押すということは、「本人の最終的な意思表示」と考えられています。ただ、実印の場合は、これは間違いなくその人が押した判である証明が確実にできる点にメリットがあります。



## 訂正印を押す印鑑

文書を作成した後で誤りに気づいたとき、修正液で消してはいけません。重要度の高い書類の修正は訂正印を使って行いましょう。間違えた箇所(1字違いでも単語ごと)を二重線で消し、近くに正しい記述をします。この線の右上にかかると押す印鑑を訂正印と呼びます。一つの書類に押印者が多いときは訂正印の数も多くなります。全員分が修正箇所にかかるとうまく見にくいので、近くの適当な場所に押印します。その書類の中で使用した印鑑と同じものを用いてください。

## 印鑑を押すときの注意

### 朱肉をつけ過ぎない

朱肉をつけ過ぎると印影がつぶれやすくなりますし、写し取られて悪用される恐れがあります。

### 重ね押しはしない

印影が薄かったからと、その上に重ねては絶対にいけません。ボールペンで二本の線を引いて抹消し、その横に押し直してください。

### 他の文字と重ならないように

実印は印鑑証明書の印影と照合しますので、名前の最後の文字と重なるような押し方は避けましょう。

### 氏名の後に押すときはあまり離さない

記名や署名は、押印と一体となって初めて当事者の意思の確認という意味になります。あまり間を離して押印すると、効力に疑問が残ります。



## 印鑑の保管についての注意

実印と印鑑カードを同じ場所に保管するのは大変危険です。不動産の権利証や預金通帳と銀行印についても同様に、大事なものですが別々の場所に保管しておきましょう。

(山添健志)

参考文献 日本司法書士会連合会『暮らしを守る印鑑の知識』

## 会社の登記簿を見るなら履歴事項全部証明書

会社の登記事項証明は、1通600円。

日本全国の会社の情報が、お近くの法務局から取得できます。

新しくお取引に入る前に、相手の会社の登記簿を確かめてみませんか。

ひそかに、安く、簡単に、相手の会社について知ることができます。

履歴事項全部証明書で、会社の登記簿情報を取得してください。

商号、本店、目的、会社成立の日、資本金の増減、

役員の住所・氏名や社外役員かどうか等々。



現在効力を有する事項に加え、

請求日の3年前の日の属する1月1日以降の登記欄の変更事項や、

合併・会社分割などの情報、本店移転といった会社記録に関する情報が載っています。

それより前の登記事項を確かめたかったら、閉鎖登記簿です。

閉鎖されてから20年間、保存されています。

凄い情報量だと思いませんか？

(佐井恵子)

## 2015年度 大阪コミュニティ財団の助成募集について

2014年10月9日、公益財団法人大阪コミュニティ財団主催の助成事業発表会に、佐井と石飛が参加しました。本号では、助成の申請受付から助成金支給までの流れを駆け足でご紹介します。

### 1. 助成応募の資格は？

1年以上の活動実績を有する非営利団体（法人格の有無は問いません）。但し、奨学金は個人での応募となります。

### 2. どんな事業に対して助成してもらえますか？

2015年4月1日から2016年3月31日までの間に、実施を予定している公益に資する事業です。

### 3. もう少し具体的に教えてください。

2014年度の実績からみてみますと

全国の小中学校に図書等の購入、大学や高校などの奨学金、医学の研究、イランの子どもたちのバリアフリープロジェクト、チェロコンクール開催、六甲山上の環境整備の新たな担い手づくり、犬・猫の救済啓発活動、認知症の人と家族のための「つどい」の開催と電話相談支援事業等の助成、震災復興事業と、世界中に幅広いです。

### 4. スケジュールを教えてください

10/1日申し込み開始 ⇒ 11/28締切 ⇒ 4月下旬支給

今年度は、間にあわないかもしれませんが・・・(汗)

### 5. 詳細は、大阪コミュニティ財団のホームページ(<http://www.osaka-community.or.jp/index.html>)でご確認ください。

☆佐井事務所の「えがお基金」は、2015年度「お年寄りや青少年のための施設や病院・ボランティア活動」へ10万円を助成します。こういった事業に活用いただけるか、今から楽しみです。

## スタッフ紹介・拡大版 ～冬のおすすめスポット～

ますます寒い季節になりますが、澄んだ空気の中で見る景色は一段と美しく感じられます。寒さ対策はお忘れなく！



ルミナリエ (神戸市旧居留地)  
なんとと言ってもルミナリエ。阪神・淡路大震災の体験、その後のルミナリエと家族との思い出の数々。

だんだん縮小していきませんが、今年も12月4～15日まで開催します。中華街で食事を取るのとセットでお薦めです。(司法書士 佐井恵子)



京都イルミネール (京都府南丹市)  
日本でなんとオーロラが見られるスポットです。スモークにライトを当ててオーロラが再現され、空気の

澄んだ日はとても綺麗です。るり溪温泉から歩いて見に行けます。温泉に浸かるのはオーロラを見た後で。風邪、引きます。(司法書士 山添健志)



なばなの里 (三重県桑名市)  
冬のイルミネーションのお勧めはナガシマリゾートのなばなの里です。去年のテーマは祝世界遺産富

士、幻想的な世界に感動しました。約30メートルの富士山の四季の移り変わりがとても美しく表現されていました。今年のテーマはナイアガラの滝！どんな演出になるんでしょうか、楽しみです。(事務局 石飛佐和子)



金剛山  
(大阪府千早赤坂村・奈良県御所市)  
1000M級の高さを誇る金剛山は、大阪府で一番高い山として知ら

れています。冬の金剛山は一面銀世界に覆われ、大阪にいながらにして、ちょっとした冬の雪山気分が味わえます。山頂付近には売店もあり、雪景色を眺めながら食べる熱々のうどんやコーヒーは格別です。(事務局 門垣佳代子)

## 親族後継者・社員後継者への株の引継ぎ方～信託を活用した事業承継のご提案～

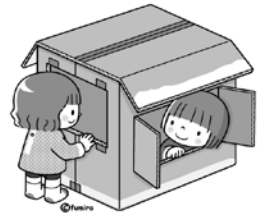
2014年11月6日(木)東大阪商工会議所において、事業承継問題解決セミナーのゲスト講師にお招きいただき、「親族後継者・社員後継者への株の引継ぎ方」と題して信託の活用についてお話しをしました。

事業承継の手法としては、「贈与」や「遺言」が一般的です。会社法改正後は「種類株式」や会社からの「相続人に対する株式売渡請求」も稀にあります。これらでできないこと、不都合なケースを、「信託」で解決する方法をご紹介します。

「信託」というと難しいと思いがちですが、案外、身近に利用されています。「教育資金贈与信託」がその一つです。祖父母が委託者となって、受託者である信託銀行に、教育資金として贈与するという「信託目的」に従って、受益者となった孫に教育費を交付する仕組みです。

株式を議決権と配当を受取る権利に分け、後継者を議決権行使者に指定しておくことで、遺留分に配慮しながら、後継者が安心して経営に専念する環境を整えることができます。

信託は、様々なニーズに応える、自由度の高い財産管理制度です。まずは、ご相談下さい。  
(佐井恵子)



テミス通信第10号において、社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを取集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手やキャップをお持ち下さいました。

お名前をご紹介します。

米山 敬子様、湊 琇美子様、やわらぎ綜合法律事務所様、そして匿名希望様。ありがとうございました！ 事務所一同、大喜びです。

### テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・ 9月29日に、税理士法人様の所内研修でお話しをする機会をいただきました。テーマは、「相続手続きのための戸籍の見方」。日頃の業務の話ですので気軽にお引き受けしましたが、自分自身が一番勉強になったと感謝しています。後日、書店を覗くと、「戸籍を読む」関連の本が2冊も出ていたので、本当にびっくり！驚きました。
- ・ 10月11日、会社法を研究する司法書士の任意団体「商業登記倶楽部」において「合同会社の活用」研修を受講し、修了証を授与いただきました。合同会社は「プロの使う会社」として、あるいはシニアの起業に活用できます。
- ・ 新しい年の手帳を買い求めました。真っ新の手帳に、どんな物語を綴りましょうか。
- ・ 少し早いですが、みなさま、良い年をお迎え下さい。(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>